

1. 一般社団法人日本神経病理学会 神経病理認定医制度規程

一般社団法人日本神経病理学会 神経病理認定医制度規程

(目的)

第1条 現代の医療、医学における神経病理学の重要性にかんがみ、日本神経病理学会神経病理認定医制度を設ける。この制度は神経病理を専門とする優れた医師を育成し認定することにより、わが国の医療と医学の充実と発展に寄与し、併せて神経病理学の進歩に資することを目的とする。

(委員会)

第2条 認定医制度の企画、運営に関する業務は日本神経病理学会（以下「本学会」という。）が設置した神経病理認定医制度委員会（以下「認定医制度委員会」という。）が行う。

(専門医の名称)

第3条 本学会が認定した専門医の名称は「神経病理認定医」と称する。

2 神経病理認定医とは、本学会が定めた申請資格を有し、資格審査および試験に合格し本学会が認定した医師をいう。

(神経病理認定医の申請資格と試験、および認定方法)

第4条 神経病理認定医の認定を受けようとするものは、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 日本国の医師免許を取得し、後期臨床研修を終了していること。留学生は、当該国の医師免許取得を原則とする。
- (2) 本学会が認定した教育施設、准教育施設で2年以上の研修を受けていること。研修開始日は、研修申請書に記載された開始日とする。
- (3) 「神経病理認定医」研修申請を、日本神経病理学会事務局に提出時に日本神経病理学会会員であること。会員登録は、学会事務局への登録年月日とする。
- (4) 「神経病理認定医」となるために必要な研修内容は、剖検・生検を含む中枢神経病理、末梢神経病理、筋病理の領域に大別され、概要は本学会が定める神経病理認定医と教育施設の必要条件、および神経病理認定医研修細目によるものとする。

1. 一般社団法人日本神経病理学会 神経病理認定医制度規程

- (5) 研修期間中に、自身が剖検を担当した神経疾患の一覧表と解剖報告書20例、脳・脊髄の生検および手術切除検体の一覧表と報告書20例、筋生検・神経生検の一覧表と報告書5例を作成することを必須とする。同一症例を複数の研修者が用いることは認めない。
- (6) 死体解剖資格の取得を認定医研修終了の必要事項とする。
- (7) 神経病理認定医研修期間中に人体神経病理学に関する原著論文（筆頭著者）ないし学会報告（筆頭演者）が合わせて3編以上あること。
- (8) 本条（5）に定める報告書と（6）に定める死体解剖資格、（7）に定める論文ないし学会抄録を、神経病理認定医試験の受験資格として認定医制度委員会が審査し、理事会で認定された者に神経病理認定医研修終了証を発行する。神経病理認定医研修終了を受験資格とする。
- (9) 試験は、認定医制度委員会が行う。試験は、筆記試験と実地試験を原則とする資格試験とし、認定医制度委員会が評価し、理事会が認定するものとする。
- (10) 日本神経病理学会認定医試験と資格更新については別に細則により定める。
- (11) 前項の資格審査及び試験は、毎年行う。ただし、やむをえない事情があるときには理事会の決定により資格審査及び試験を行わないことができる。

（神経病理認定医証の交付、神経病理認定医名簿登録）

第5条 前条の規程に基づき神経病理認定医に認定された者には、日本神経病理学会神経病理認定医証（以下「神経病理認定医証」という。）を交付する。

2 神経病理認定医に認定された者は、神経病理認定医証の交付を受けた後、神経病理認定医名簿に登録され、本学会ホームページ上に公表される。

（神経病理認定医の資格更新）

第6条 神経病理認定医の認定は、認定後5年毎に更新するものとする。

2 神経病理認定医の資格更新は、認定更新を希望する神経病理認定医からの申請に基づき、認定医制度委員会が審査し、理事会が承認する。

3 神経病理認定医の資格更新の基準および手続きについては、神経病理認定医試験と資格更新に関する細則に定めるところによる。

1. 一般社団法人日本神経病理学会 神経病理認定医制度規程

(教育施設、研修方法および研修期間)

第7条 教育施設の基準、研修方法および研修期間については、日本神経病理学会教育施設基準と指導医基準（以下「教育施設基準と指導医基準」という。）で定めるところによる。

(指導医)

第8条 教育施設には教育施設基準と指導医基準の定めるところにより、指導医を配置しなければならない。

(神経病理認定医の取り消し)

第9条 神経病理認定医が、次の事項に該当する場合には、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって認定を取消することができる。

- (1) 医師免許を取り消された場合。
- (2) 当法人の定款その他の規則に違反した場合。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合。
- (4) その他認定医を取り消すべき正当な事由があった場合。

(本制度の運営)

第10条 本制度の運営は、認定医制度委員会が行い、同委員会の決定事項は理事会の承認を得ることとする。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 本規程の修正は認定医制度委員会と理事会の議決により行い、代議員会の承認を得ることとする。

附則

- 1 本制度は2018年10月1日より発効する。
- 2 第1回の認定は2022年4月より行う。